船員安全衛生基準

○○年○月○日 制定

○○汽船株式会社

目 次

第１章 総則

第２章 安全・衛生担当者の選任

第３章 安全・衛生担当者の業務

第４章 危険作業

第５章 船内安全衛生委員会

第６章 雑 則

第１章 総則

（目的）

第１条 この基準は、管理船舶における安全衛生に関する業務の手順を示すことにより、船内の安全と衛生を維持することを目的とする。

（適用）

第２条 この基準は、人命の保護、救命設備の保全、人命の安全に関わる業務および衛生に関する業務について適用する。

（法令等）

第３条 管理船舶の安全衛生に関する業務は、この基準および次の法令に従い実施する。なお、法令等の規定は、この基準に優先する。

(1) 船員法

(2) 船員労働安全衛生規則

(3) その他関係法令

（船長の責務）

第４条 船長は、この基準及び関係法令で定められた業務の実施に関する責任を有する。

第２章 安全・衛生担当者の選任

（安全担当者の選任）

第５条 船舶管理責任者は、船長の意見を聞いて、関係法令で定められた資格を有する甲板部、機関部の担当部の船員から、以下の安全・衛生担当者を選任する。

(1) 安全担当者

(2) 消火作業責任者

(3) 衛生担当者

２ 船員が常時10人以下である船舶では、関係法令で定められた「安全担当者の選任の特例」により、船長を安全・衛生担当者、消火作業責任者に選任できる。

第３章 安全・衛生担当者の業務

(安全担当者の業務)

第６条 安全担当者は、船長の命令を受け、以下の業務を実施する。

(1) 作業設備および作業用具の点検・整備

(2) 安全装置、検知器具、防火設備、救命設備、保護具、その他危害防止のための設備及び用具の整備

(3) 作業を行う際に危険な、または有害な状態が発生した場合、または発生するおそれがある場合の適当な応急処置または防止措置

(4) 発生した災害の原因調査

(5) 作業の安全に関する教育

(6) 安全管理に関する記録の作成および管理

（消火作業責任者の業務）

第７条 消火作業責任者は、船長の命令を受け、以下の業務を実施する。

(1) 消火設備及び消火器具の点検・整備、

(2) 火災が発生した場合の消火作業の指揮

(3) 発生した火災の原因の調査

(4) 火災予防や消火作業に関する教育・訓練

（衛生担当者の業務）

第８条 衛生担当者は、船長の命令を受け、以下の業務を実施する。

(1) 居住環境衛生の保持

(2) 食料・飲料水の衛生の保持

(3) 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検・整備

(4) 負傷又は疾病が発生した場合における適当な応急処置

(5) 発生した負傷又は疾病の原因の調査

(6) 衛生管理に関する記録の作成及び管理

第４章 危険作業

（危険作業）

第９条 安全担当者は、下記の作業が行われる場合には、実行可能な限り自らが現場に立ち会い、当該作業の安全が確保されていることを確認した上で作業にあたらせなければならない。

(1) 高所作業

(2) 舷外作業

(3) 錆打・塗装作業

(4) 閉鎖区画内における作業

(5) 通常の作業区域以外の場所における高温・高熱作業

(6) その他の危険を伴う作業

第５章 船内安全衛生委員会

（船内安全衛生委員会）

第10条 船長は、船内における安全および衛生に関する事項について、必要のある場合には船員の意見を聞くために船内安全衛生委員会を開催するものとする。

２ 船長は、前項の船内安全衛生委員会が開催された場合には、その議事録を遅滞なく船舶管理責任者に送付しなければならない。

第６章 雑 則

（船員安全衛生基準等の備付け等）

第11条 船舶管理責任者は、船舶管理規程に定めるところに従い、この基準（運航者の安全管理規程及び関連基準を含む。）を船舶、本社・支社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。

附 則

この基準は、○○年○月○日より実施する。